# 労働基準法の基礎知識

# ポイント1

# 労働条件の明示

労働者を採用するときは、以下の**労働条件**を明示しなければなりません (労働基準法第15条第1項、労働基準法施行規則第5条)。

#### 必ず明示しなければならないこと 書面で交付しなければならないこと

- ① 契約期間に関すること
- ② 期間の定めがある契約を更新する場合の基準 に関すること
- ③ 就業場所、従事する業務に関すること
- ④ 始業・終業時刻、休憩、休日などに関すること
- ⑤ 賃金の決定方法、支払時期などに関すること
- ⑥ 退職に関すること(解雇の事由を含む)
- ⑦ 昇給に関すること

#### 定めをした場合に明示しなければ ならないこと

- ① 退職手当に関すること
- ② 賞与などに関すること
- ③ 食費、作業用品などの負担に関すること
- ④ 安全衛生に関すること
- ⑤ 職業訓練に関すること
- ⑥ 災害補償などに関すること
- ⑦ 表彰や制裁に関すること
- ⑧ 休職に関すること

# ポイント 2

# 賃 金

賃金は**通貨**で、**直接**労働者に、**全額**を、**毎月1回以上、一定の期日を定めて** 支払わなければなりません(労働基準法第24条)。また、労働者の同意があって も最低賃金額を下回ることはできません(最低賃金法第4条)。

# 賃金支払の5原則

① 通貨払	(1) 賃金は通貨で支払う必要があり、現物支給は禁止されています。労働者の同意などがあれば銀行振込も可能です。				
② 直接払	労働者本人に直接支払う必要があります (労働者の代理人や親権者等への支払は不可。)。				
③ 全額払	1 賃金は全額を支払う必要があります。所得税など法令に定めがあるものや、労使協定で定めたもの以外は控除できません。				
④毎月1回払	毎月少なくとも1回は賃金を支払わなければなりません (賞与等は除く。)。				
⑤一定期日払	「毎月15日」というように、周期的に到来する支払期日を定 めなければなりません(賞与等は除く。)。				

注意! 最低賃金額は都道府県ごとに定められています。

# 労働時間

労働時間の上限は、**1日8時間、1週40時間(10人未満の商業、映画・演劇) 業、保健衛生業、接客娯楽業は44時間)**です(※1)(労働基準法第32条、第40 条)。

この時間を超えて働かせる場合には、あらかじめ労使協定(**36協定**)を結び (※2)、所轄労働基準監督署に届け出なければなりません(労働基準法第36条)。

- ※1 変形労働時間制などを採用する場合はこの限りではありません。
- ※ 2 過半数労働組合または過半数組合がない場合は労働者の過半数代表者との書面による協定

#### 法律で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなります。

施行: 2019年4月1日 中小企業適用: 2020年4月1日

残業

80

時間

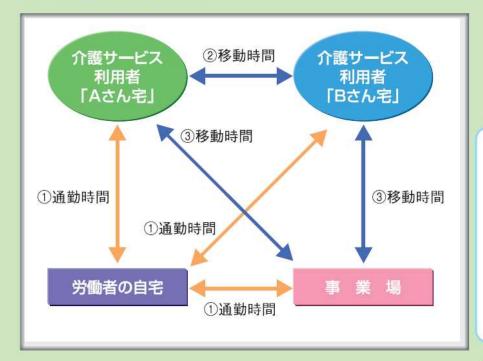
.=1日残業4時間程度

残業時間の上限		1年間	
原則	45	360時間	
臨時的な特別な事情	単月	複数月	
があって労使が合意 する場合	100時間未満	平均80時間以內	720時間

# 法律による上限(例外) ・年720時間 ・複数月平均80時間\* ・月100時間未満\* \*休日労働を含む 年間6か月まで | 法律による上限(原則) | 月45時間 年360時間 | 1日8時間 週40時間

1年間=12か月

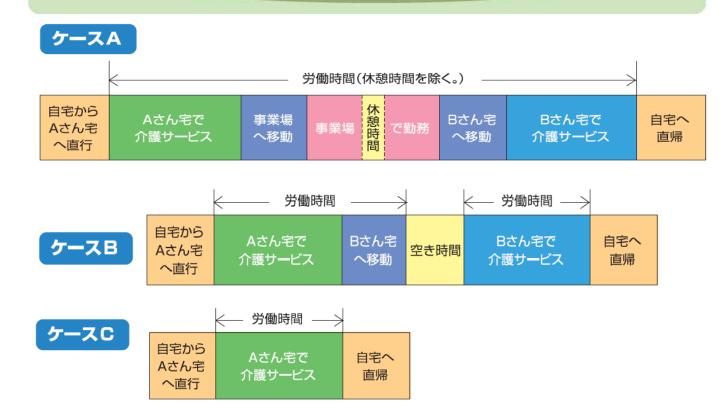
#### 移動時間の考え方



移動時間とは、事業場、集合場所、利用者宅の相互間を移動する時間をいい、この移動時間については、使用者が業務に従事するために必要な移動を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には、労働時間に該当します。

なお、通勤時間(左の例では①) はここでいう移動時間に該当しま せん。

具体的には、指揮監督の実態により判断するものであり、 例えば②又は③の移動時間であって、その時間が通常の移動に要する時間程度である 場合には、労働時間に該当するものと考えられます。



## ポイント4

# 休憩・休日

1日の労働時間が6時間を超える場合には**45分以上**、8時間を超える場合には**1時間以上**の休憩を、勤務時間の途中で与えなければなりません。休憩時間は原則として、一斉に与え、かつ自由に利用させなければなりません(労働基準法第34条)。

注意! 労働者が休憩中でも電話や来客の対応をするように指示されている場合、 労働時間となる場合があります。

少なくとも**1週間に1日**、または**4週間を通じて4日以上**の休日を与えなければなりません(労働基準法第35条)。また、休日に労働させる場合には、ポイント3で示した36協定の締結・届出が必要となります(労働基準法第36条)。

### ポイント5

# 割增賃金

時間外労働、休日労働、深夜労働(午後10時から午前5時)を行わせた場合 には、割増賃金を支払わなければなりません(労働基準法第37条)。

#### ◇割増賃金率

時間外労働	2割5分以上 (1か月60時間を超える時間外労働については5割以上(※))
休日労働	3割5分以上
深夜労働	2割5分以上

※中小企業は適用が猶予されています。

#### ◇割増賃金の算定方法

割増賃金額 = 1時間当たりの 賃金額

× 割増賃金率 × 時間外労働などの時間数

#### ポイント6

# 年次有給休暇

雇い入れの日(試用期間含む)から6か月間継続勤務し、全所定労働日の 8割以上出勤した労働者には年次有給休暇が与えられます(労働基準法第39条)。

#### ○一般の労働者の付与日数

100	勤務年数	6か月	1年 6か月			4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
	付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

#### ○週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者の付与日数

3	週所定	1年間の 所定労働日数 (※)	勤続年数						
	労働日 数		6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年6か月	4年 6か月	5年6か月	6年 6か月以上
7.1	4日	169日~216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
付与	3⊟	121日~168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
日	2日	73日~120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
数	1日	48日~72日	1日	2日	2日	2日	3 ⊟	3日	3日

<sup>※</sup>週以外の期間によって労働日数が定められている場合。

使用者が労働者の希望を聴き、<u>希望を踏まえて時季を指定。</u> 年5日は取得していただきます。



②労働者の希望を踏まえ 使用者が取得時季を指定

例「○月×日に休んでください」



- 使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めなければなりません。
- 使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

# ポイント7 解雇・退職

やむを得ず、労働者を解雇する場合は、30日以上前に予告するか、解雇予告 手当(平均賃金の30日分以上)を支払わなければなりません(労働基準法第20 条)。

また、業務上の傷病や産前産後による休業期間およびその後30日間は、原則 として**解雇できません**(労働基準法第19条)。

#### ポイント8

# 就業規則

**常時10人以上**の労働者を使用している場合は、就業規則を作成し、労働者代表の**意見書**を添えて、所轄労働基準監督署に届け出なければなりません。また、就業規則を変更した場合も同様です(労働基準法第89条、第90条)。

#### 必ず記載しなければならないこと

- ① 始業·終業時刻、休憩、休日などに関すること
- ② 賃金の決定方法、支払時期などに関すること
- ③ 退職に関すること (解雇の事由を含む)

#### 定めをした場合に記載しなければならないこと

- ① 退職手当に関すること
- ② 賞与などに関すること
- ③ 食費、作業用品などの負担に関すること
- ④ 安全衛生に関すること
- ⑤ 職業訓練に関すること
- ⑥ 災害補償などに関すること
- ⑦ 表彰や制裁に関すること
- ⑧ その他全労働者に適用されること

**注意!** 就業規則は作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により労働者に周知しなければなりません。

#### その他の関係法令の基礎知識

#### ◇健康診断

労働者の採用時と、その後毎年1回、定期に**健康診断**を行わなければなりません(労働安全衛生法第66条)。

#### ◇労災保険・雇用保険

労働者を1人でも雇用する事業主は労働保険(労災保険と雇用保険)に加入しなければなりません。

注意! 業務上・通勤途上での災害は健康保険は使えません。労災保険を使いましょう。

# 「職場のパワーハラスメント」とは、

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為です。 「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」(平成24年3月)より



# これがパワハラ6類型!

※6類型は、パワハラに当たりうるすべてを網羅したものではなく、 これら以外は問題ないということではありません。



脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言

#### 精神的な攻撃

上司が部下に対して、人格を否定するような発言をする



暴行·傷害

#### 身体的な攻撃

上司が部下に対して、殴打、足蹴りをする



業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害

#### 過大な要求

上司が部下に対して、長期間にわたる、 肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での勤務に直接関係のない作業を命ずる



#### 隔離・仲間外し・無視

#### 人間関係からの切り離し

自身の意に沿わない社員に対して、仕事を外し、長期間にわたり、 別室に隔離したり、自宅研修させたりする



業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を 命じることや仕事を与えないこと

#### 過小な要求

上司が管理職である部下を退職させるため、 誰でも遂行可能な業務を行わせる



#### 私的なことに過度に立ち入ること

#### 個の侵害

思想・信条を理由とし、集団で同僚1人に対して、 職場内外で継続的に監視したり、他の社員接触しないよう働きかけたり、 私物の写真撮影をしたりする

# パワーハラスメントについて企業が問われた 法的な責任の例を見てみましょう。

パワハラ加害者本人が不法行為責任(民法第709条)を負うとされたケースや、 使用者も使用者責任(民法第715条)を負うケース、

使用者が労働者に対し労働契約上負っている

安全配慮義務違反(民法第415条)が問われたケースがあります。



ケースプ

#### 身体的·精神的攻擊

東京地裁平成22年7月27日判決 労働判例1016号35頁

#### 上司のパワハラで部下3名が会社と上司に 損害賠償請求

#### 内容

被告である上司は、①部下A、Bに対して、扇風機の風を当て続けたり②部下 Aの業務の方法について、事情を聞かずに叱責し、「今後、このようなことがあ った場合には、どのような処分を受けても一切異議はございません」という始 末書を提出させたり、Aの提案に対し、「お前はやる気がない。なんでここでこ んなことを言うんだ。明日から来なくていい」と怒鳴るなどしました。また、③部 下BとBの直属の上司を、「馬鹿野郎」「給料泥棒」「責任を取れ」などと叱責 し、Bに「給料をもらっていながら仕事をしていませんでした」という文を書かせ た上で、始末書を提出させたり、④部下Cの背中を殴打し、面談中に膝を足 の裏で蹴ったり⑤Cの妻について「よくこんな奴と結婚したな、もの好きもいる もんだな」と、Cに言ったりしました。

結果

判決では抑うつ状態となり休職した部下Aについては、約100万円の損 害賠償が、部下BとCについては、それぞれ40万円と10万円が慰謝料と して認められました。さらに、会社に対しては、被告上司のパワハラ行為 は、会社の事業の執行に際して行われたものであるから、会社も使用者責 任を負うとされました。

ケース子

#### 身体的·精神的攻擊

名古屋地裁平成26年1月15日判決 労働判例1096号76頁

#### 仕事上のミスに対する叱責の枠を超えた暴言、暴行、 退職強要による自殺

#### 内容

会社の代表取締役であるAは、社員Bに対して、仕事上のミスについて、「て めえ、何やってんだ | 「どうしてくれるんだ | 「ばかやろう | 等と汚い言葉で大声で 怒鳴ったり、頭を叩いたり、殴る、蹴ることもありました。また、仕事上のミスによ る損害を賠償するように求めたり、退職願を書くように強要したりしました。社 員Bは、家族に対して落ち込んだ様子を見せるようになり、妻とともに警察署 に相談するなどしていましたが、その翌々日の早朝に自殺しました。

判決では、代表取締役Aの暴言、暴行は、仕事上のミスに対する叱責の 域を超えて、社員Bを威迫し、激しい不安に陥れるもので、不法行為にあ たると評価しました。また、退職強要も不法行為に当たるとしました。そし てこのような暴行や退職強要によりBの心理的ストレスが増加し、自殺す るに至ったとして、Aと会社に対して、妻と3人の子に対する損害賠償とし てあわせて5400万円あまりを支払うよう命じました。

ケース

#### 精神的攻擊

東京地裁平成25年1月30日判決

#### 上司ではない優越的な地位にある同僚の パワハラに対して慰謝料請求

#### 内容

被告である同僚Aは、原告Bに対して、①Aが経営する別の会社の領収書の 整理を行わせ、バソコンへの入力作業を行わなかったことで怒鳴りつけたり、 ②上司や同僚らの面前で「子宮でものを考えている」「不要な人間なのに会 社にいられることに感謝していない」などと怒鳴りつけたり、③上司や同僚らを 宛先に入れて「怠け者は嫌いです」「貴女はどんなに頑張っても秘書業務で は秘書に勝てません」「貴女の会社での行動は、すべて女性のそれであり、注 意力も業務運営上のそれも、子宮に従っています」などのメールを送信したり しました。

結果

同僚Aは原告Bの直属の上司ではないものの、グループ会社内の役員に 就任する予定であるなど、会社内で重要な立場にあると認識されており、 原告Bより優越的な立場にありました。裁判所は、同僚Aがその優越的な 地位を利用して原告Bにパワハラを行ったとして、慰謝料200万円の支払 を命じました。

#### 人間関係からの切り離し・過小な要求

富山地裁平成17年2月23日判決 労働判例891号12頁

#### 内部告発等を契機とした職場いじめと 会社の法的責任

#### 内容

Aはマスコミに自分の会社が関わる違法なヤミカルテルの存在を告発したとこ ろ、その後20数年にわたって、教育研修所の配属となり、他の社員と離れた個 室に席を配置され、研修生の送迎等の雑務しか与えられませんでした。

判決では、Aの内部告発は正当な行為であるとした上で、会社の人事権 行使に伴う裁量権は「合理的な目的の範囲内で法令や公序良俗に反し ない限度で公使されるべき」とし、「使用者は、信義則上、雇用契約の付 随的義務として、その契約の本来の趣旨に即して、合理的な裁量の範囲 内で | 人事権を行使すべき義務を負っている、として、不法行為、債務不 履行責任により1357万円の損害賠償を命じました。

これら以外にも様々なパワハラに関連する裁判例が、 総合情報サイト「あかるい職場応援団」に掲載されています。

